

会則改訂のお知らせ

11月8日に開催した2022年度第4回理事会において会則第9条の一部を改訂したので以下の通りご連絡致します(改訂は下線部分です)。

会 則 新 旧 対 比	
(会員の特典) 第9条	
新	旧
<p>第9条 この法人は、会員に対する特典として、原則として、国内における、公益財団法人日本サッカー協会主催に係る日本代表(オリンピック代表、ユース代表を含む)及び天皇杯、皇后杯、決勝戦のチケットの優先有料購入権(会員証1枚につき各試合チケット1枚)、その他の有料試合への無料入場券(本人のみ)を付与する。但し、リーグ主催試合及びWEリーグ、FIFA、その傘下の大陸サッカー連盟、地方サッカー協会、民間団体並びに企業等の主催試合においては、上記特典は除かれる。</p> <p>2 本特典による優先有料購入チケットの申込書類予約番号及びチケットを他人に譲渡し、販売してはならない。</p> <p>3 戦争、疫病、災害等予期せざる事態により優先販売が不能又は困難となった場合は、本特典が適用されない場合がある。</p> <p>4 本特典の運用方法、及びその他の会員特典については、会員年度毎に会員に対して告知するものとする。</p>	<p>第9条 この法人は、会員に対する特典として、原則として、国内における、公益財団法人日本サッカー協会主催に係る日本代表(オリンピック代表、ユース代表を含む)及び天皇杯、皇后杯、決勝戦のチケットの優先有料(先行)購入権(会員証1枚につき各試合チケット1枚)、その他の有料試合への無料入場券(本人のみ)を付与する。但し、リーグ主催試合、並びにFIFA、その傘下の大陸サッカー連盟、地方サッカー協会、民間団体並びに企業等の主催試合においては、上記特典は除かれる。</p> <p>2 本特典による優先有料(先行)購入チケットの申込書類予約番号及びチケットを他人に譲渡し、販売してはならない。</p> <p>3 戦争、疫病、災害等予期せざる事態により先行販売が不能又は困難となった場合は、本特典が適用されない場合がある。</p> <p>4 本特典の運用方法、及びその他の会員特典については、会員年度毎に会員に対して告知するものとする。</p>